



裁 決

審査請求人 [redacted]
処分庁 [redacted]市福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が、平成27年5月26日付けで提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成27年5月21日付け[redacted]第[redacted]号で請求人に対して行った保護申請却下処分を取り消す。

事案の概要

- 1 請求人は、平成27年4月24日、処分庁に対し、入院費が支払えないことを理由に、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第7条の規定により、保護開始の申請（以下「本件申請」という。）をした。
- 2 処分庁は、請求人が「平成22年保護受給中に年金担保貸付を利用し、資産活用（月々の年金受給）を恣意的に忌避していたことから、法第4条保護の受給要件を満たしていない」ことを理由に、本件申請を却下し、請求人に対し、平成27年5月21日付け[redacted]第[redacted]号（以下「本件通知書」という。）で通知した（以下「本件処分」という。）。

なお、本件通知書には、「この通知が申請後14日を経過した理由」の欄に記載がなかった。

- 3 請求人は、平成27年5月26日付けで本件審査請求を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 請求の理由

平成22年の保護受給中に年金担保貸付を受けたのは事実だが、これに関して、当時の担当者と会って毎月返済していたが、世帯主と妻が働けなくなったことから、支払いができなくなり、市からも請求されなくなった。

したがって、平成22年に年金担保貸付を利用したことを理由として申請を却下した本件処分は違法又は不当である。

2 処分庁の弁明

(1) 本件処分に至るまでの経緯

- ア 請求人は、平成17年10月3日から平成23年6月2日まで生活保護を受給。
- イ 平成22年10月19日、生活保護受給中に、請求人の妻が、年金担保貸付を利用。
- ウ 平成25年5月16日、請求人の妻が、再び年金担保貸付を利用。
平成26年3月19日、請求人が、年金担保貸付を利用。
- エ 平成27年4月24日、請求人の妻から電話を利用し、口頭で生活保護申請があった。
申請の理由は、請求人の妻が入院（約3か月）することになり「入院費の支払いができない」というものであった。
- オ 平成27年4月27日、請求人は、生活保護申請書を記入し、提出した。
- カ 処分庁は、平成27年4月28日付けで、法第29条調査を実施した。
- キ 処分庁は、平成27年5月7日、請求人宅を訪問調査した。
- ク 処分庁は、平成27年5月21日、生活保護要否判定会議を開催した。
- ケ 処分庁は、本件処分をした。

(2) 本件審査請求に対する意見

本件処分は次の理由により正当である。

- ア 法第4条第1項において、保護は、生活に困窮するものが、その利用得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
これに基づく「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第1-6（1）①によれば、請求人は、資産活用（月々の年金受給）を恣意的に忌避しているため法第4条第1項に定める保護の受給要件を満たしていないと解される。
また、本件申請事由では、同条第3項の「急迫した事由」を満たしていないと解される。
- イ 課長通知第1-6（3）②によれば、過去に年金担保貸付等を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者が再度借入をし、保申請を行う場合には、資産活用の要件を満たしていない者と解し、それを理由とし、原則として、生活保護を適用しないと解される。

理 由

1 年金担保貸付の利用を理由とした保護申請却下について

(1) 請求人の主張

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1(2)のとおり、平成22年の保護受給中に受けた年金担保貸付については、支払いができなくなり、市からも請求されなくなったとして、同年に年金担保貸付を利用したことを理由として申請を却下した本件処分は違法又は不当である旨主張する。

(2) 認定事実

ア 請求人世帯は、平成17年10月3日から平成23年6月2日まで、処分庁から、法に基づく保護費を受給していたところ、保護費受給中の平成22年10月19日、世帯員である請求人の妻[REDACTED]（以下「請求人の妻」という。）が、次のとおり、年金担保貸付を利用した。

貸付金額 1,580,000円

返済開始日 平成22年12月15日

返済額 支払年金額のうち定額110,000円
(月額55,000円)

完済日 平成25年4月15日

イ 処分庁は、平成23年6月2日付けで、「主世帯の社会保障給付金の増加により最低生活維持可能と辞退届の提出があった」ことを理由として、請求人に対する保護廃止決定を行った。

ウ 請求人の妻は、平成25年5月16日、次のとおり、年金担保貸付を利用した。なお、この当時、請求人の妻は、月額103,258円の障害基礎年金を受給していた。

貸付金額 1,230,000円

返済開始日 平成25年8月15日

返済額 支給年金額のうち定額100,000円
(月額50,000円)

完済日 平成27年8月14日

エ 請求人は、平成26年3月19日、次のとおり、年金担保貸付を利用した。

貸付金額 1,220,000円

返済開始日 平成26年6月13日

返済額 支払年金額のうち定額90,000円
(月額45,000円)

完済日 平成28年8月15日

オ 請求人及び請求人の妻は、平成26年4月から、各月額82,933円、合計月額165,866円の障害基礎年金を受給（偶数月に2か月

分合計 331,732 円を受給)し、偶数月受給額合計 331,732 円のうち合計 190,000 円を、前記ウ及びエの返済に充てていた。

カ 本件申請時の請求人世帯の収入は、前記オの障害基礎年金のほか、世帯員である [] (以下「 [] 」という。)の勤労収入月額 70,000 円があり、今後も毎月同額の収入が見込まれた。

キ 本件申請時の請求人世帯の資産は、住居用の土地及び家屋 (ローンは別居する請求人の妻の子が返済中)、請求人が通院のため利用する乗用車並びに手持金 39,526 円であった。

(3) 法の仕組み

生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるのが原則であり (法第 4 条第 1 項)、この補足性の原理は、法の基本原理である。

補足性の原理の例外として、生活困窮者に急迫した事由がある場合には、保護の実施機関は必要な保護を行うことができる (同条第 3 項) が、ここにいる「急迫した」とは、生活困窮者の生命が危うくされるとか、その他社会通念上放置しがたいと認められる程度に状況が切迫している場合をいうと解される。

以上を踏まえ、課長通知においては、過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者への対応として、おおむね次のとおりとしている。

過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給し、その後に保護廃止となった者が、再度年金担保貸付制度を利用し、その借入金を借金返済やギャンブル等に費消した後、本来受給できるはずの年金が受給でなくなった場合は、実質的に保護費を借金返済等に充てることを目的として年金担保貸付を利用していることになる。

このような場合、最低生活の維持のために利用可能な資産の活用 (月々の年金受給) を恣意的に忌避しており、法第 4 条に定める保護の受給要件を満たしていないと解し、原則として生活保護を適用しないものと整理する。

したがって、過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者が再度借入れをし、保護申請を行う場合には、資産活用の要件を満たさないものと解し、それを理由として、原則として、保護の実施機関は生活保護を適用しないこととするが、申請者の個々の状況により、必要に応じ、①急迫状況にあるか、②保護受給前に年金担保貸付を利用したことについて、社会通念上、真にやむを得ない状況にあったかど

(4)

うかを勘案した上で、生活保護の適用を判断すること。

(4) 本件処分へのあてはめ

前記(2)アからオまでのとおり、請求人世帯は、過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給し、その後に保護廃止となり、再度年金担保貸付制度を利用した上で、本件申請に至っていることが認められる。

したがって、前記(3)の課長通知によれば、請求人世帯は、法第4条第1項に規定する資産活用の要件を満たさず、原則として、法に基づく保護は適用されないこととなる。

そこで、請求人世帯が、前記(3)の課長通知にいう①急迫状況にあるか、②保護受給前に年金担保貸付を利用したことについて、社会通念上、真にやむを得ない状況にあったかを検討する。

まず、①についてみると、前記(2)キのとおり、請求人世帯は、住居用の土地及び家屋を有し、そのローンは別居する請求人妻の子が返済していることが認められ、住居は確保されているといえる上、資産として乗用車及び現金39,526円を有している。

また、前記(2)オ及びカのとおり、請求人世帯は、年金担保貸付の返済を行っているが、なお月額70,866円(支給は偶数月に2か月分141,732円)の年金収入があり、 も月額70,000円の勤労収入を得ていることが認められる。

以上のことからすれば、社会通念上、請求人世帯が、本件申請時において、生命が危うくされるその他社会通念上放置できないほどの急迫状況にあったとは認められない。

次に、②についてみると、前記(2)キのとおり、請求人世帯は、住居用の土地及び家屋を有し、そのローンは別居する請求人の妻の子が返済していること、前記(2)ウからオまでのとおり、請求人及び請求人の妻が年金担保貸付を利用した当時、請求人世帯には、請求人及び請求人の妻の障害基礎年金として月額18万円程度の収入があったことなどにも鑑みると、請求人及び請求人の妻が、前記(2)ウ及びエのとおり年金担保貸付を利用したことについて、社会通念上、真にやむを得ない状況にあったとは認め難い。

以上によれば、請求人世帯は、法第4条に規定する資産活用の要件を満たさず、法に基づく保護は適用されない。

したがって、法第4条に規定する保護の受給要件を満たしていないことを理由に、保護申請を却下した点においては、本件処分に違法又は不当はない。

2 本件通知書の記載について

(1) 法の仕組み

法第24条第5項は、保護の開始の申請に対する決定の通知について、「申請のあった日から14日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる」と規定し、同条第6項は、同条第5項ただし書の規定により14日以内に通知をしなかったときは、決定通知書にその理由を明示しなければならない旨規定する。

これらの規定の趣旨については、「本法の保護は、個人の生活や生存に重大な関係を有するものであるから、単に保護についての抽象的理念を法律に掲げたのでは不十分であって、保護者が要保護者に対して実際に行われる場合の個々の具体的手続までを詳細、明確に規定するのでなければ、本法上において認められたとする個人の権利や利益が十分に保障され実現されることにはならない」、「申請から決定通知に至る期間を長期にすると本法の保護を実施する時間的余裕を広く認める結果、要保護者の生活を不安ならしめ、益々これを逼迫せしめるだけであって、生活保障法としての意義を喪失するので、なるべく短くすることが原則であるが、これも度を過ぎると調査が粗漏になる結果、当然に漏救、濫救の簇出が予想されるので、従来の経験に徴して旧施行規則第8条の2第1項と同様にこれを14日とし特別な理由がある場合においては30日まで延長することを認めたのであるが、漏救、濫救に亘らぬよう適正な保護を実施するための調査を可能な限り敏速、的確に行い14日以内に早急に決定通知書を到達することに努め、もって申請者に安定感を与えるべきである」などとされている（小山進次郎著「改訂増補生活保護法の解釈と運用」390頁及び402頁参照）。

以上の法の趣旨に鑑みれば、保護の開始の申請に対する決定通知書に法第24条第6項の規定する理由の明示を欠く場合、当該保護の開始決定は、同項の規定に違反する違法な処分として、取り消されるべきである。

(2) 本件処分へのあてはめ

請求人は、前記事案の概要1のとおり、平成27年4月24日に本件申請を行った。

その後、処分庁は、前記事案の概要2のとおり、平成27年5月21日付けの本件通知書で、本件処分につき請求人に通知したことから、本件通知書による通知は、本件申請日から14日以内に行われていない。

そうであるにもかかわらず、前記(1)のとおり、本件通知書には、本件処分の通知が14日を経過した理由が明示されていない。

したがって、本件処分は、法第24条第3項に違反しており、違法なも

のであるから、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項を適用し、主文のとおり裁決する。

平成27年7月28日

千葉県知事 鈴木 栄 浩

